

# 子どもにやさしいまちづくりを！ ～子どもは権利の主体！「今を生きる」子どもをはぐくむ

子どもを取り巻く状況は厳しさを増しています。

虐待や貧困、いじめ、不登校、自殺、非行、子どもの性被害、障がいによる不利益、化学物質や電磁波の影響、気候変動や環境破壊、感染症や自然災害、戦争。

時に命をも奪われてしまうこれらのことから、すべての子どもが守られ、安心して生きられる社会、豊かな自然とふれあい健やかなところとからだをはぐくむことのできる、「子どもにやさしいまちづくり」を進めていかなければなりません。

2021年4月に東京都こども基本条例<sup>補足説明5</sup>が施行され、2022年6月には国でも子ども基本法<sup>補足説明6</sup>が成立しました。前文には「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記されました。同時に、子どもがおとなの支えを受けながら自己を確立していく権利の主体であることを社会全体で認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする「こどもまんなか社会」が子ども政策担当大臣から発信されました。

「子どもにやさしいまちづくり」をすすめるためには、「子どもは権利の主体」であることを誰もが認識し、「子どものことは子どもに聴く」「子どもの意見を施策に活かす」ことが必要です。

子ども福祉と子ども・子育て支援の両輪を軸に、重層的に、誰一人取り残すことの無いように、子どもの権利を守る施策を構築していかなければなりません。

生活者ネットワークは、子どもの力を信じて、様々な年齢や発達段階に応じて子どもの声を聴き、子どもがエンパワメントされる施策を進めていきます。

## 子どもは権利の主体！

### 【基本政策】

- ① すべての自治体に子どもの権利条例<sup>\*</sup>をつくる。
- ② 子ども参加と意見表明権を広げる。
- ③ 子どもの相談・救済・権利擁護の体制<sup>\*</sup>づくりを確立する。
- ④ 子どもが権利の主体であることを学ぶ。
- ⑤ 家庭や学校の他にも、子どもが安心して居られる居場所をつくる。
- ⑥ 子どもの貧困問題を地域で解決する。
- ⑦ 子ども施策推進のための体制をつくり、予算を獲得する。

### 【具体施策】

- ① こども基本法、東京都こども基本条例を活かしてすべての自治体に子どもの権利条例をつくる。

※ **子どもの権利条例**：この政策集では、子どもの権利保障のための理念、それを保障する責務、参加や救済のしくみ、施策の推進や検証等の規定がある総合条例と捉える。2022年10月現在、東京都内で策定されているのは、世田谷区、目黒区、豊島区、小金井市、西東京市、江戸川区、中野区。

※ **子どもの相談・救済・権利擁護の体制**：上記7自治体すべてが子どもの権利擁護・救済の第三者機関(子どもオンブズパーソン)を設置している(中野区は開設に向け準備中)。ほかに国立市が国立市総合オンブズマン条例に基づき設置。

- ② 子どもに関する施策については、計画段階からアンケートや子ども委員会など「子どもの声」を聴く機会を必ず設け、子どもの視点を施策に活かす。
  - ・あらゆる場面で子どもを主権者として尊重し、意見を聴き取ることが自治体の条例や計画に明記し市民に周知する。
- ③ 子どもの権利侵害の相談・救済のための第三者機関、子どもオンブズパーソン(子どもコミッショナー)の制度を自治体につくる。
  - ・児童相談所、子ども家庭支援センターでの保護や措置に際しては子どもの気持ちを聴きとる専門家を配置する。
  - ・児童養護施設など社会的擁護の場で配布されている子どもの権利ノート<sup>※</sup>を他の子ども施設にも配布し、活用と点検を行う。
  - ・ヤングケアラー、若者ケアラーの支援を充実しウェルビーイングをめざす。
- ④ 子ども自身が「子どもの権利」に関して学ぶ機会を小・中学校の授業の中で保障する。
  - ・職員研修や出前講座などで子どもに関連するすべての部署、地域の子どものとかわるおとなが「子どもの権利」について学ぶ。
  - ・「子どもの権利」に関するハンドブック、リーフレットを作成、配布する。
  - ・母子手帳に「子どもの権利」について記載、リーフレットをはさむなど周知をすすめる。
  - ・「子どもの権利」の学習のための副読本を作成する。
- ⑤ 児童館、プレーパーク、インクルーシブ公園などを増やす。
  - ・子どもの居場所づくりをすすめるグループへの支援を増やし、放課後の子どもの居場所や子ども食堂を増やす。
- ⑥ 困窮世帯のニーズを調べ、学習支援、食品支援、子ども食堂、体験活動など必要な支援を拡充する。
  - ・ひとり親世帯や子どものいる困窮世帯への家賃補助の制度をつくる。
  - ・ひとり親世帯の経済的困窮の一因である養育費の取り決めや支払いに関する支援を行い、子どものために養育費が使われる法改正を国に求めるなどしくみづくりをすすめる。
- ⑦ 子ども施策について一元的に担う担当部署を整理し、子ども支援、子育て支援に必要な予算が見える化し獲得する。

## すべての子どもに学ぶ機会を！

### 【基本政策】

- ① 一人ひとりのニーズに合った多様な学びの場を保障する。
- ② 共に生き・共に学ぶインクルーシブ教育をすすめる。
- ③ 自分も人も大事にできる人権としての性教育を義務教育に取り入れる。
- ④ さまざまな理由で学びが途切れても、いつでも誰でも、学びなおしができるチャンスを保障する。
- ⑤ 貧困による教育格差をなくす。
- ⑥ 学校での主権者教育をすすめる。

※ **子どもの権利ノート**：子どもの権利条約に基づく子どもの意見表明・参加権などを記載した冊子で、自治体が作成する。東京都では、児童養護施設や里親家庭で育つ子どもたちに渡されている。全国的に、子どもが関心をもって活用されるようになってきているかが課題。千葉県では、社会的擁護の子どもたちに限定せず、ダウンロードして使えるノートを2021年に作成している。

## 【具体施策】

- ① すべての子ども一人ひとりに合った教育の導入をすすめる。
  - ・少人数学級をさらに推進する。
  - ・フリースクールも含め多様な学校や学びの場を創設し、すべての必要な子どもが利用できるよう支援する。
  - ・不登校の子どもの居場所を確保する。
  - ・不登校支援に関する情報の一元化や交流の場づくりなど、不登校の親や親の会を支援する。
  - ・外国籍の子どもや外国語の配慮のいる子どもへの支援をすすめる。
- ② 分離教育に傾きがちな特別支援教育をインクルーシブの視点から見直す。
  - ・学齢期前から、地域で共に育ち共に暮らすための場をつくる。
  - ・障がいの有無で分離されず、多様な子どもたちが共に学びあうために必要な合理的配慮が提供される学校環境を整備する。
  - ・学校や学童保育に支援員だけでなく臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士を増やす。
  - ・医療的ケア児の保育園・幼稚園・学校への受け入れをすすめる。
- ③ 学校での包括的性教育や生命の安全教育の実践をすすめる。
  - ・性暴力やデートDVに関わる被害者も加害者もつもらないためCAP<sup>\*</sup>や出前講座を学校で実施する。
  - ・子育てひろばなどで、人権としての性教育を親向けに開催する。
- ④ 夜間中学やチャレンジ校など、学びなおしができる場所を増やす
- ⑤ 高校教育の無償化の所得制限をなくすことを国に求める。
  - ・大学までの無償化を国に求め、学びたい人が学べるようにする。
  - ・給付型奨学金の拡充を国や都に求めるとともに、区市での給付型奨学金の創設をすすめる。
  - ・地域の居場所を活用しての学習支援をすすめる。
- ⑥ 学校での主権者教育として「模擬選挙」だけでなく、政策(マニフェスト)の比較や子どもによる政策提案などを行う。
  - ・子ども時代に実際のまちづくりに関わることが最も効果的な主権者教育であることから、子どもも大人と同じ主権者の一人であることを認識し、自治体の施策決定の過程で必ず子どもの意見を聞き反映することを行政計画に位置付ける。

## 子育てを一人にしない、子育て支援を広げよう！

### 【基本政策】

- ① 子育て支援は親も子も、家族全体を地域と施策で支え虐待をゼロに！
- ② 産前から産後、切れ目のない子育て支援をすすめる。
- ③ 地域や学校で乳幼児に触れる機会をつくる。
- ④ ひとり親家庭の支援を充実し、子どもの貧困をなくす。
- ⑤ 保育の質を高め、かけがいのない「子どもの時間」を守る。

※ **CAP**：Child Assault Preventionの略。子どもが自らの権利について知り、いじめや虐待、性被害などの暴力から自分の心とからだを守るための予防教育プログラム。子どもの発達段階や環境・ニーズ等により5つのプログラムがある。

- ⑥ 障がい児・医療的ケア児<sup>※</sup>が共に暮らせる地域をつくる。

### 【具体施策】

- ① 仲間保育やサークルづくり、子育てひろばなど親子が地域とつながるしかけをつくる。
  - ・子育て広場に支援員を配置し身近なところで子育て相談ができるようにする。
  - ・地域に親子で行ける居場所を増やす。
- ② 子育て情報を一元化し気軽に相談できるワンストップ窓口をつくる。
  - ・産前・産後の両親教室から子育てグループやサークルなどへ、切れ目なく子育ての仲間づくりを支援する。
- ③ 義務教育の中で実際の乳幼児やその家族と触れ合う教育プログラムを創設する。
  - ・中学生の職場体験などで保育所、幼稚園などの乳幼児と触れ合う体験をふやす。
  - ・初めての出産の前に両親教室などで赤ちゃんのいる先輩家族と実際に触れ合う機会を持つ。
  - ・出産前の両親が地域の保育園の0歳児保育を体験するなど、出産後の生活を具体的にイメージできるような取り組みの支援をすすめる。
- ④ ひとり親世帯のニーズを調べ、学習支援、食糧支援、子ども食堂、体験活動など必要な支援を拡充する。
  - ・ひとり親世帯や子どものいる困窮世帯への家賃補助の制度をつくる。(再掲)
  - ・ひとり親世帯の経済的困窮の一因である養育費の取り決めや支払いに関する支援を行い、子どものために養育費が使われる法改正やしきみづくりをすすめる。(再掲)
  - ・ひとり親の転職やスキルアップのための職業訓練や資格取得の支援を強化し、正規雇用や給与アップにつながる支援を創出する。
- ⑤ 保育の質ガイドラインをつくる。
  - ・幼児期に培われる非認知能力や自己肯定感を重視した保育・幼児教育の指針をつくる。
  - ・プレーパークなど豊かな自然の中で、のびのびと遊ぶことのできる環境を整備する。
- ⑥ 医療的ケア児の退院後の地域受け入れをスムーズに行う支援の充実、特に0歳児対応の支援強化をすすめる。
  - ・医療的ケア児の保護者がレスパイトできる制度、場所を確保する。
  - ・障がいに関するピアサポートのしくみや仲間づくりを充実させる。
  - ・障がい児や医療的ケア児のきょうだい児に対する支援ニーズを聴き取り、支援メニューを作成し支援する。

## 子どもの生きる環境を守り、子どもの育ちと食の安全を守ろう！

### 【基本政策】

- ① 子どものこころとからだの健やかな成長を保障する。
- ② 安心安全な給食を子どもに提供する。
- ③ 持続可能な豊かな自然を守るための環境学習を実施する。

※ **医療的ケア児**：人工呼吸器や胃ろうなど生きるために医療的なケアを必要とする子ども。2021年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが明記された。

## 【具体施策】

- ① 東京都化学物質子どもガイドライン<sup>補足説明7</sup>については、学校での化学物質過敏症の実態調査を行うことや、香害、電磁波についても位置付けることを加え、見直しを東京都に求める。
  - ・新型コロナウイルス感染症流行の子どもへの心身の影響をチェックしケアする
  - ・学校のカリキュラムを見直すなど、学校での屋外での活動時間と活動場所の確保をすすめる。
  - ・小・中学校のタブレット端末の導入によるスクリーンタイムの急増により、電磁波の影響も含め、心身への影響を調査する。
  - ・HPV（子宮頸がん）ワクチンの被害<sup>補足説明8</sup>と、性感染症である子宮頸がんについての知識を接種対象世代の子どもたちに周知する。
- ② 地産地消や食農教育でオーガニック給食をすすめる。
  - ・遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品<sup>補足説明9</sup>を給食に使わない。
  - ・オーガニック給食の導入など安全でおいしい食を子どもたちに提供するため、学校給食の無償化を実現する。
  - ・給食食器の洗浄は、石けん利用など環境に配慮した方法で行う。
- ③ 学校や社会教育の場で、環境学習プログラムの活用を子どもとともにすすめていく。
  - ・持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）<sup>\*</sup>を推進する。
  - ・学校に学校林やビオトープをつくり、管理のしくみをつくる。
  - ・環境保全の市民活動の発表やつながりの場をつくり、子どもや市民への周知と参加を呼び掛ける。

※ **ESD**：Education for Sustainable Developmentの略で持続可能な開発のための教育。気候変動や貧困の拡大など人類の問題を自らの問題として捉え、解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす人材を育む教育。